

議案第106号

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を経て、市道の路線を下記のとおり変更する。

平成26年11月27日提出

山陽小野田市長 白井博文

記

路線 番号	旧新 別	路線名	起 点	終 点	備 考
1053	旧	市道 有帆川堤防 右岸線	山陽小野田市 大字東高泊字横土手下 1910-1 地先	山陽小野田市 大字有帆字大井 791-11 地先	L=4410.87m
	新		山陽小野田市 大字西高泊字浜 1019-5 地先	山陽小野田市 大字有帆字大井 791-11 地先	L=約 5108m
1058	旧	市道 浜郷線	山陽小野田市 大字西高泊字浜 1019-5 地先	山陽小野田市 大字西高泊字里 1737-4 地先	L=586.79m
	新	市道 高須郷線	山陽小野田市 大字西高泊字ワカリ 642-3 地先	山陽小野田市 大字西高泊字里 1737-4 地先	L=約 1967m

(参考条文)

○道路法

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8条まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。



